

平成 28 年 10 月 3 日

各 位

会社名 株式会社ゴルフ・ドゥ
代表者名 代表取締役社長 伊東 龍也
(コード番号:3032 名証セントレックス)
問合せ先 経営管理本部長 布施 聡之
電話番号 048-851-3111

子会社設立及び子会社によるフランチャイズ契約に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 3 日開催の取締役会において、子会社を設立し、当子会社が株式会社サワン（本社：埼玉県さいたま市）との間で、リラクゼーションサロン事業運営のフランチャイズ契約を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 子会社設立の目的

当社グループは、中古クラブを品揃えの中心としました、ゴルフリユースショップ「ゴルフ・ドゥ！」の直営 21 店舗を展開しており、フランチャイズ 55 店舗のフランチャイズ本部も併せて運営しております。また、創業以来ゴルフクラブの小売・流通における新たなビジネスモデルを確立し、成長してまいりました。

平成 28 年 3 月期におきましては、直営店売上高が前年対比 106.9%、連結売上高 4,455 百万円（前年対比 104.4%）、連結経常利益 71 百万円（前年対比 294.2%）となり、当社グループの業績は堅調に推移しておりますが、一方でゴルフ業界を取り巻く環境は依然として楽観できる状況ではなく、特にゴルフクラブをはじめとする用品市場におきましては厳しい価格競争が続いております。さらに中古クラブの市場においては、大手ゴルフ用品チェーン店の本格参入により顧客獲得競争が一層激化する可能性があります。

当社グループは、当社及び連結子会社 3 社において、中古ゴルフクラブの買取り・販売、フランチャイズ事業、インターネット販売等のゴルフ関連事業を展開しております。当社グループ事業の中核であるゴルフは、年齢や性別に関係なく、娯楽や健康維持のためのプレーが可能なスポーツであり、幅広い層が対象となる「生涯スポーツ」と位置付けられます。当社グループは、このような既存事業の基盤を活かし、「健康」を軸として「スポーツ」、「美」、「娯楽」等をコンセプトとしたグループでの事業の多角化を、平成 27 年の年末頃より検討してまいりました。その「健康」を軸とした事業展開を推進していく上で、リラクゼーションサロンの事業運営は戦略的的事业として重要な位置づけであり、当社グループの将来的な企業価値の向上に寄与するものと考え、リラクゼーションサロン事業運営を行う「ルアンルアン」のフランチャイズ契約を締結するにあたり、株式会社ナインルーツを設立いたしました。

2. フランチャイズ契約の目的

今回、設立した株式会社ナインルーツがフランチャイズ契約を締結する、株式会社サワンの親会社である株式会社ボックスグループは、昭和 58 年に創業しメディアコンプレックス事業（DVD、CD、テレビゲーム、中古書籍等の販売及びレンタル）の直営及びフランチャイズ事業を 32 年間にわたり展開していましたが、平成 13 年より同社は「ルアンルアン」ブランドで「美」と「健康」を提供するリラクゼーションサロンの直営事業及びコスメの販売を行っております。なお、同社は平成 27 年 10 月に 100%子会社である株式会社サワンを設立し、平成 28 年 2 月 1 日にリラクゼーションサロン「ルアンルアン」直営事業を譲渡しております。

株式会社サワンは、リラクゼーションサロン事業の「ルアンルアン」において、確かな技術とホスピタリティー溢れる接客で、お客様から高い支持を受け、現在は直営 9 店舗を運営しており、会員数約 16 万人を有しております。また、株式会社サワンは「ルアンルアン」出店のスピード化を図るため、平成 28 年 6 月にフランチャイズ本部を立ち上げており、当事業は直近 2 期、人材育成プログラム確立のため、「ルアンルアン」の新規出店を見送っていましたが、平成 27 年 9 月に同プログラムの構築が完了し、フランチャイズ本部としても継続的に新規出店に伴う人材を育成できる見込みが立っております。

リラクゼーションサロンに連想される「健康」は、当社の事業展開のキーワードである「健康」と一致するため、当社子会社である株式会社ナインルーツが「ルアンルアン」のフランチャイズに加盟する予定に至りました。リラクゼーションサロン「ルアンルアン」の、「自然治癒力によって自分本来の健康を取り戻す」をテーマとした事業へのフランチャイズ加盟は、当社の売上高の増加と収益力の向上に寄与するものであると考えております。

なお、平成 29 年 3 月までに、試験的に 2～3 店舗を出店する予定ですが、当社グループの企業価値の向上に寄与すると判断に至った場合は、来期以降に更なる多店舗化を目指します。

3. 設立した子会社の概要

- | | |
|-------|---------------------------|
| ①商号 | 株式会社ナインルーツ |
| ②代表者 | 代表取締役社長 伊東 龍也 |
| ③所在地 | 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目 3 番 1 号 |
| ④設立 | 平成 28 年 10 月 3 日 |
| ⑤事業内容 | リラクゼーションサロンの運営 |
| ⑥決算期 | 3 月 31 日 |
| ⑦資本金 | 900 万円 |
| ⑧出資比率 | 株式会社ゴルフ・ドゥ（100%所有） |

4. フランチャイズ契約先の概要

- | | |
|------|--------------------------|
| ①商号 | 株式会社サワン |
| ②代表者 | 代表取締役社長 松田 芳久 |
| ③所在地 | 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目 13 番 14 |
| ④設立 | 平成 27 年 10 月 13 日 |

- ⑤事業内容 リラクゼーションサロンの運営
 スキンケア商品及び雑貨の企画開発・製造・販売
- ⑥資本金 50万円
- ⑦大株主構成及び所有割合 株式会社ボックスグループ（100%所有）
- ⑧上場会社と当該会社との間の関係
- 資本関係 特筆すべき事項はございません。
- 人的関係 当社取締役会長である松田芳久が代表取締役社長を務めております。
- 取引関係 特筆すべき事項はございません。
- 関連当事者への該当状況 当該会社の株式を 100%保有している株式会社ボックスグループの 93.3%を当社取締役会長である松田芳久が保有しております。
- ⑨経営成績及び財政状態
- ※設立は平成 27 年 10 月、事業の譲受けは平成 28 年 2 月のため、平成 28 年 2 月～平成 28 年 3 月の 2 ヶ月間の実績となっております。

決	算	期	平成 28 年 3 月期
純	資	産	2 百万円
総	資	産	149 百万円
1 株	当	た	り純資産
			4,059 円 53 銭
売	上	高	49 百万円
営	業	利	益
			2 百万円
経	常	利	益
			2 百万円
当	期	純	利
			益
			1 百万円
1 株	当	た	り当期純利益
			3,059 円 53 銭
1 株	当	た	り配当金
			0 円

5. フランチャイズ契約先の親会社の概要

- ①商号 株式会社ボックスグループ
- ②代表者 代表取締役社長 松田 芳久
- ③所在地 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目 13 番 14
- ④設 立 昭和 61 年 11 月 13 日
- ⑤事業内容 スキンケア商品及び雑貨の企画開発・製造・販売
- ⑥資本金 5 千万円
- ⑦大株主構成及び所有割合 松田芳久（93.3%所有）
- ⑧上場会社と当該会社との間の関係
- 資本関係 特筆すべき事項はございません。
- 人的関係 当社取締役会長である松田芳久が代表取締役社長を務めております。
- 取引関係 特筆すべき事項はございません。
- 関連当事者への該当状況 当該会社の株式 93.3%を当社取締役会長である松田芳久が保有しております。

6. 日程

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 子会社設立日 | 平成 28 年 10 月 3 日 |
| ② フランチャイズ契約締結日 | 平成 28 年 10 月 3 日 |
| ③ 事業開始日 | 平成 28 年 10 月 3 日 |

7. 大株主との取引等に関する事項

①公正を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の取締役会長を務める松田芳久氏は、当社の議決権個数の45.83%を保有しており、また株式会社サワンの親会社である株式会社ボックスグループの発行済株式の93.3%を保有しております。そのため、当該フランチャイズ契約における公正性・妥当性を確保するため、本日開催の取締役会において、当該フランチャイズ契約について慎重に検討いたしました結果、当社グループの企業価値の向上に寄与するものであるとともに、フランチャイズ契約に基づいた契約であれば、当事業の展開に関する諸条件は他のフランチャイズ契約の内容と差異は生じないため、ならびに当該フランチャイズ契約の内容も妥当と判断し、当該フランチャイズ契約を締結する旨を、取締役会で決議いたしました。なお、当社取締役会長であり、株式会社サワン及びその親会社である株式会社ボックスグループの代表取締役社長である、松田芳久氏は特別利害関係人として、当該フランチャイズ契約に関する取締役会での決議に参加しておりません。

以上のことから、当社の取締役会は、当該フランチャイズ契約に関する利益相反を回避するための措置を講じているものと判断しております。

②当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する大株主と利害関係の無い者から入手した意見の概要

当該フランチャイズ契約については、大株主との間に利害関係を有しない監査等委員である社外取締役の志村孝典氏及び安野憲起氏により、少数株主にとって不利益となるものではなく、異議がない旨の意見を平成28年10月3日に得ております。

8. 今後の見通し

当該子会社設立及び当該フランチャイズ契約による当期業績への影響は、出店計画の策定中であり現時点で判断することが難しいため、判明し次第速やかにお知らせいたします。

以上